

令和 4 年 6 月 3 日現在

機関番号：32634

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2021

課題番号：19K13574

研究課題名（和文）遺言執行者の権利義務に関する比較法的検討

研究課題名（英文）A Comparative Analysis of the Rights and Obligations of the Executor

研究代表者

小川 恵（Ogawa, Kei）

専修大学・法学部・講師

研究者番号：60803012

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、わが国における遺言執行者制度の在り方を検討する基礎的研究としてドイツにおける遺言執行者制度との比較法的検討を行った。ドイツにおける遺言執行者の職務権限の限界や、相続人との関係などを分析することにより、ドイツ法の特徴と本質を洗い出すことを試みた。ドイツにおける遺言執行者の独立性とその例外は、わが国の制度設計とは大きく異なるが、今後の制度の在り方を検討する一助となる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

2018年の相続法の改正に伴い、遺言執行者制度についても変化が見られる中で、どのような制度がわが国にとって最も社会状況に合致し、受け入れ可能であるかが問われている。もっとも、従来の遺言執行者制度に関する研究は国内の制度研究に限るものが多かった。制度全体を概観する視点から比較法的検討を行う本研究の成果は、遺言執行者制度の運用において“遺言執行者は何をどこまで出来るのか”という理論上および実務上の根本的な課題に示唆を与える。

研究成果の概要（英文）：This study analyzes the executor system in Germany, in order to consider the ideal state of the executor system in Japan. According to German inheritance law, the executor must do his job in accordance with the law and the will of the testator, but there are exceptions. This German way of thinking can be useful in Japan.

研究分野：民法（家族法）

キーワード：遺言 遺言執行者 被相続人の意思 ドイツ法

1. 研究開始当初の背景

わが国においては、民法の制定当初から、遺言内容を実現する手段として遺言執行者制度が設けられていたものの、従来、遺言執行者の利用は少なく、遺言執行者に関する議論がそれほど高まらないまま運用されてきた。しかし、近年の遺言の増加に伴って、遺言執行者の利用も次第に増えている(実際にどの程度の利用があるかは明らかではないが、司法統計において遺言執行者の選任や解任の申立件数をみることができ、次第に増加傾向にあることがわかる)。もっとも、遺言執行者の制度は民法においてごく簡潔に規定されるにとどまり、従来、遺言執行者の法的地位や職務の内容、さらに権利や義務の範囲など、法文上明らかでない部分が多々あった。そうした規定の簡略さも相まって、近時、遺言執行者に関連する判例や裁判例もしばしば見られるようになってきた。

そうして遺言執行者に関する様々な議論や裁判例の蓄積がなされていた中で、2018年7月6日に相続法に関する改正法(2018年相続法改正)が成立し、遺言執行者制度にかかわる規定についても一部が改正されることとなった。右改正により、遺言執行者の法的地位が明示され、一部の職務内容が具体的に記述され、さらに権利義務の明確化がなされた。しかしながら、法改正の内容は、従来の問題を一掃するものではない。なぜなら、遺言執行者に関する右改正は、従来を基礎としつつ、これまでに顕在化してきた問題のいくつかを解決することが図られたに過ぎないからである。すなわち、遺言執行者の職務については、遺贈の履行、特定財産承継遺言における対抗要件の具備行為、預金の払戻し等、具体的に明文化されたものは一部にとどまる。また、遺言執行者の権利義務についても、「遺言の内容を実現するため、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する」(民法1012条)との概括的な表現にとどまっている。したがって、遺言内容の実現や遺言の執行について具体的な内容はなお明らかでなく、これまでのように遺言執行者の職務権限はあくまで限定的に解されるのか、それとも拡大の可能性があるのであるのか、という根本的な遺言執行者制度の方向性については議論の余地がある。

2. 研究の目的

本研究の目的は、ドイツ法との比較法的研究によって、わが国の遺言執行者制度の方向性ないし在り方を検討するための視座を得ることである。

遺言執行者制度の方向性を考える場合、遺言執行者の職務権限を限定(縮小)するか拡大するか、の2つの道があるように思われる。もっとも、社会の高齢化に伴う遺言件数の増加、各信託銀行が推進する遺言信託への関心の高まりなど、遺言執行者制度に対する需要は高まっているものと考えられる。加えて、2018年相続法改正では「遺言者の意思の実現」が強調されており、そうであれば、法定遺言事項そのものも、遺言執行者にゆだねることのできる職務権限の範囲も、拡大が望まれているといえよう。かりに今後のわが国の遺言執行者制度の根本的な方向性として遺言執行者の職務権限の拡大を志向するとした場合、その限界をどこに置か、そして、その遺言執行者のコントロールをいかに図るかという問題に向き合わなければならない。本研究は、こうした問題に取り組むものであり、このような検討は、より現代社会に適合する遺言執行者制度を構築する一助となる。

3. 研究の方法

本研究では、わが国の遺言執行者制度が創設される際の模範となりながらも、わが国に比べて遺言執行者の職務権限を広く認めるドイツ法との比較を行った。ドイツにおける遺言執行者の権利義務の範囲と、その限界を根拠付ける考え方について分析し、遺言執行者制度の持つ意義や役割を明らかにするとともに、制度の運用実態や問題点を探ることで、翻ってわが国への示唆を得ようとするものである。

本研究は、ドイツ遺言執行者制度を包括的総合的に対象とすることから、研究の全体像が明確になるまで時間を要する。そこで、包括的総合的研究といえども、遺言執行者の各職務権限に細分化して研究を積み上げることを目指した。具体的には、遺産分割や遺産の管理、処分といった個々の場面の職務権限に注目した。

研究計画の段階では、ドイツに渡航し、現地の関連施設・有識者へのヒアリングを行うことを想定していたものの、新型コロナウイルスの流行により、現地への渡航は断念せざるを得なかった。そのため、研究は、わが国およびドイツにおける遺言執行者制度に関する文献収集を通じ、分析と検討を行うことに終始した。

4. 研究成果

年度ごとの主たる研究成果は次の通りである。

(1) 2019年度

基礎的な文献調査に基づき、遺言執行者が相続人間の遺産分割に関与する場面に着目して研究を進め、比較検討対象とするドイツ法の分析を試みた。ドイツ法では遺言執行者の職務の1つ

に遺産分割の実行が含まれているところ、そうした遺産分割の場面においては、被相続人や相続人の意思が深く影響しうる。そこで、とりわけ、遺産分割の実行において遺言執行者は被相続人の意思に拘束されるのか、反対に、相続人の意思は遺産分割に反映されるのか、に焦点を当てることにより、遺言執行における被相続人の意思と相続人の意思との調整のあり方とそこで遺言執行者が果たす機能を探った。

元来、遺言執行者は被相続人の意思を実現する者であって、遺産分割においても、遺言執行者は、被相続人の意思と法律の規定に従うべきものであり、相続人の意思を考慮する必要は無い。しかし、ドイツの学説および判例は、相続人全員の意思が一致しているという場面では、その意思を遺産分割に反映させる、との傾向が見られる。すなわち、遺言執行者は、被相続人の意思を貫徹する役割だけでなく、実務上は円滑な遺産分割のための調整役をも担うことが期待されているといえる。

研究成果として、論文「ドイツ相続法における遺産分割と遺言執行者」を公表した。

(2) 2020 年度

引き続き文献調査を行いつつ、2020 年度は、これまでの研究成果をまとめることに注力した。これまでの論文をベースに、博士論文（「遺言執行者制度の意義と展望」）の執筆を行った。

ドイツにおける遺言執行者制度は、被相続人の意思の実現を目的として、被相続人が信頼する人物に広く執行態様の判断を委ねると同時に、遺言執行についての相続人の影響を極力排除するとの意図のもとに設計されており、そこに遺言執行者制度の本質的な役割ないし意義を見出すことができる。このように、遺言執行者に強力な職務権限を認め、かつ、僅かな制限のみを課すとの考え方は、ドイツ相続法の私的自治の考え方にも相応する。しかし、ドイツ法では、遺言執行者の裁量のもとで、相続人の意思が優先的に執行に反映されることがある。こうした運用は法解釈上の帰結であるとともに、実務的な要望に応えるものである。加えて、こうした扱いについては、遺言執行者が被相続人の信頼を受けて指名されることから、かりに遺言執行者がその信頼に反して相続人の意思を優先させたとしても、その結果は被相続人が甘受すべきとの指摘もされている。場合によっては法の抜け穴を探るような運用とも言えるが、多様な考慮のもとで、相続人の利益という、被相続人の意思の実現以外の要素に配慮がなされていることは、注目に値する。

(3) 2021 年度

当初は、遺言執行者による遺産の管理処分権について広く扱うことを想定していたものの、調査を進めるうちに、個別的論点が多様に存在していることが明らかとなった。遺言執行者の管理処分権を包括的ないし体系的に理解するためには、まず個別的論点を取り上げる必要があった。そこで、遺言執行者の自己取引（自己契約・双方代理）に焦点を当てることとした。

ドイツ相続法における遺言執行者の自己取引に関して次の2点が注目される。第一に、遺言執行者の自己取引は禁止されているもの、例外的に遺言執行者が相続人でもある場合には、そのような指名をした被相続人の意思を尊重し、自己取引が許容される。第二に、許容にかかわらず、遺言執行者がその管理義務に反する処分を行った場合には、自己取引の禁止に抵触する。こうした運用により、被相続人の意思の尊重しつつ、遺言執行者の広い裁量に対するコントロールを図っている。わが国ではこうした遺言執行者の自己取引にかかる検討に乏しい。また、この問題は、わが国において遺言執行者が遺産についてどの程度の管理義務を負うかにも関わるため、そうした義務の観点と合わせた検討を要することになる。

研究成果として、論文「ドイツ相続法における遺言執行者による遺産の処分と自己取引の規制」を公表した。

また、2021 年 11 月、日本家族〈社会と法〉学会において個別報告を行う機会を得たため、これまでの研究を踏まえ、「ドイツ相続法における遺言執行者制度の意義 遺言執行者と相続人の関係を中心に」とのテーマで報告を行った。前記の論文「ドイツ相続法における遺産分割と遺言執行者」をもとにしつつ、ドイツにおいて相続人の意向が遺言執行に反映される構造を分析した。ドイツでは、遺言執行の開始後、遺産の管理処分権が相続人から遺言執行者へと移転するとされ、遺言執行者に強い支配権を認めている。また、被相続人の指示は、債権的効力のみを有するため、相続人や遺言執行者がその指示に反して遺産を処分した場合でも物権的効力は否定されない。これらのことから、ドイツ法は、その制度設計において、相続人の意向が遺言執行に反映されやすい基盤を有している。これはわが国における制度設計と大きく異なるといえよう。

上記学会の個別報告内容は、学会誌に論文としてまとめている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 小川恵	4. 巻 157
2. 論文標題 民法1027条における負担付相続させる遺言の取消しの可否	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 162-167
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小川恵	4. 巻 71巻3号（406号）
2. 論文標題 ドイツ相続法における遺産分割と遺言執行者 - 遺言執行者による被相続人の意思と相続人の意思との調整 -	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 同志社法学	6. 最初と最後の頁 147-184
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 小川恵	4. 巻 47
2. 論文標題 ドイツ相続法における遺言執行者による遺産の処分と自己取引の規制	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 専修大学法学研究所紀要（民事法の諸問題）	6. 最初と最後の頁 1-30
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 小川恵
2. 発表標題 ドイツ相続法における遺言執行者制度の意義 遺言執行者と相続人の関係を中心に
3. 学会等名 日本家族＜社会と法＞学会
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------